

漁業協同組合の役割

稚魚などを放流して水産資源を増やしています。



都道府県知事から漁業権免許を受けた漁業協同組合には、水産資源を維持するための増殖事業が義務づけられています。漁業協同組合は毎年、稚魚の放流を行ったり、産卵場の保護や造成を行っており、遊漁料金はこれらの資金にも充てられます。

遊漁規則を定めて魚の大きさや捕ってはいけない期間や区間を設けたり、使える漁具を制限して、いつまでも魚などを利用できるような仕事をしています。

漁協では、知事の許可を受けて漁業の規則や釣り人の規則を定め、魚種ごとの漁期や漁具・漁法などを制限するとともに、遊漁料金などを集めています。これらの料金は、魚を放流したり産卵場を造ったり、水辺のゴミ拾いをするなど、魚を増やしたり釣り場を守る活動に使われます。



河川や湖沼の
漁業協同組合は
水辺の環境を
守っています

川の掃除をしたり、
密漁などの
監視をしています。



河川清掃や、ブラックバスなどの外来魚駆除、カワウによる食害対策、密漁や外來魚の密放流監視、植樹活動への参加などを通して、河川や湖沼の環境保全に貢献しています。

全内漁連では、ボート式と背負式の電気ショッカーを駆除活動する漁協等に無償で貸出しています。

生き物がすみにくい
川や湖にならないよう
意見を言います。



川の自然環境が失われると、魚がすめなくなります。どのように改善したら良いか、関係者の意見を伝えます。

なぜ「外来魚」を退治するの?

私たちが「外来魚」と言っているのは、ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)およびブルーギル、アメリカナマズ等の魚で、特定外来生物被害防止法に指定されている魚です。

オオクチバスは1925年に、ブルーギルは1960年に外国から入ってきました。コクチバスが国内で初めて確認されたのは1991年です。

外来魚

オオクチバス

コクチバス

ブルーギル

アメリカナマズ

ブラックバスやブルーギルは貪欲で、川や湖、沼や池に放すと、そこに昔からいた魚を食べ尽くしてしまいます。

「日本中の川や湖、沼や池にいる魚がブラックバスとブルーギルだけになってしまったら…」

ブラックバスやブルーギルは、約3,000個の卵を産み、卵やふ化した稚魚を雄親が守って育てます。コイやフナ、また以前からいた多くの魚たちは、たくさんの卵を産みっぱなしで、その多くが他の魚たちの餌になると異なります。

ブラックバスやブルーギルの卵を食べてくれるのは、大型のコイやウグイなどです。

川・湖・沼の漁業協同組合はブラックバスやブルーギル、アメリカナマズを駆除し、在来魚を増やす努力をしています。



特定外来生物に指定された魚類を飼育したり、河川湖沼に放流することは法律違反で、厳しく罰せられます。

罰則1：個人の場合…懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金
法人の場合…1億円以下の罰金

内容

- ⑨ 販売もしくは配るために飼養した場合
- ⑨ 飼育の許可を、偽りや不正手段で得た場合
- ⑨ 飼養の許可を得ていないのに、輸入した場合
- ⑨ 飼養の許可を得ていない者に販売もしくは譲った場合
- ⑨ 対象の魚を、野外に放流したり活かして輸送した場合

罰則2：個人の場合…懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金
法人の場合…5,000万円以下の罰金

内容

- ⑨ 販売もしくは配付以外の目的でも、許可なく飼育したり譲った場合
- ⑨ 害を及ぼすか未判定の魚を許可なく活魚で輸入した場合